

令和7年度 福島県玉川村「地域おこし協力隊」募集要項

玉川村（たまかわむら）は福島県の中南部に位置し、阿武隈山地の西斜面の丘陵地と阿武隈川東岸に開けた平坦地からなり、人口約 6,000 人の自然豊かな村です。東北自動車道と磐越自動車道を結ぶあぶくま高原道路が平成 23 年に全線開通し、主要都市部へのアクセスに優れています。更に福島県の空の玄関口としての福島空港があり、北海道（新千歳空港）や大阪（大阪国際空港）へのアクセスが非常に便利です。

第 6 次玉川村振興計画では、「未来（あす）が輝く村づくり“元気な”たまかわ」を将来像に掲げており、施策の大綱では、「人を育む村づくり」知・徳・体のバランスの取れた子どもの育成に力を入れています。

さらに確かな学力を定着させる上で、生活習慣の定着と学習習慣の確立、ICT教育の活用と調べ学習の強化など、子どもが成長できる環境を充実させる必要があるため、玉川村に定住し、村が進める教育施策にご協力いただける方を募集いたします。

1. 募集人員

玉川村地域おこし協力隊

英語学習支援隊員・・・・・・・・・・1名

2. 活動概要

- ・ 玉川村立の小中学校において、英語の授業における教職員（担任）との T・T による指導や、長期休業中における村内児童生徒への学習支援を行う。

3. 募集対象（次の要件を全て満たす方）

- ① 応募時点で 22 歳以上の方
- ② 次に掲げる要件のいずれかに該当し、隊員に任用された後、直ちに住所を本村に異動することが確実な方。
 - ア 三大都市圏内の都市地域（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域全部）のうち過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）又は沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）により指定された地域（以下「条件不利地域」という。）以外の地域に現に住所を有する方。
 - イ 指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市をいう。）のうち条件不利地域以外の地域に現に住所を有している方。

ウ 本村以外において地域おこし協力隊員として同一地域での2年以上の活動経験を有し、かつ委嘱期間終了後1年以内の方。

エ 語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JET プログラム」という。）の参加者としての2年以上の活動経験を有し、かつ、JET プログラム終了後1年以内の方。

- ③ 教育現場や児童生徒・地域住民と関わり、積極的、意欲的に活動できる方
- ④ 普通自動車運転免許を取得している方
- ⑤ 協力隊員の活動終了後、玉川村に定住し就業しようとする意思のある方
- ⑥ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当せず、心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる方
- ⑦ パソコン・スマートフォン等の情報通信機器を使用でき、ワード、エクセル、ソーシャルネットワーキングサービスを活用できる方
- ⑧ 暴力団員、暴力団関係事業者に該当しない方
- ⑨ 教員免許資格を所持している方（取得予定者を含む）
- ⑩ 学校や塾での学習指導経験のある方、英語の学習支援に堪能な方

4. 勤務地

玉川村全域

（玉川村立玉川第一小学校、須釜小学校、玉川中学校の3校）

5. 勤務条件

- ① 任用形態 玉川村会計年度任用職員
- ② 任用期間 採用決定日から令和8年3月31日まで
（ただし、活動に取り組む姿勢・成果等を勘案して年度単位で更新、最長で委嘱の日から3年まで延長することができます。）
- ③ 報酬等
（1）日 額 10,612 円
※毎月末日締め、翌月21日支給
（2）期末手当、勤勉手当
任用期間及び勤務条件に応じて、年2回（6月及び12月）支給されます。
- ④ 勤務先 玉川村教育委員会
- ⑤ 勤務日数 週5日以内（1週あたり37.5時間以内）
- ⑥ 勤務時間 1日あたりの勤務時間は7時間30分
- ⑦ 休暇等 週2日以上
年末年始、勤務時間に応じた年次有給休暇付与有、土曜日・日曜日・祝日に勤務する場合有、その他特別に認められている休暇。
- ⑧ 住 居 村が指定する住居（アパート等）に入居していただきます。なお、光熱水費等は自己負担となりますが、家賃については村が負担します。
- ⑨ その他
・ 隊員ごとに自動車を村が借り上げ貸与します。（車種の選択不可）
・ 健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。

6. 応募手続

① 応募受付期間

- ・定員に達するまで随時募集。

② 提出書類

- ・応募用紙（玉川村公式ホームページから取得してください。）
- ・活動目標レポート：テーマ「自分が考える学習の支援方法について」

③ 申し込み・お問合せ先

〒963-6392 福島県石川郡玉川村大字小高字中畷9番地

石川郡玉川村教育委員会 教育課

TEL0247-57-4633 Fax0247-57-4503

E-mail : kyouiku@vill.tamakawa.fukushima.jp

7. 選 考

① 第1次選考

書類選考の上、可否の結果を応募者全員に文書で通知します。

② 第2次選考

第1次選考合格者を対象に玉川村教育委員会において第2次選考（面接）を行います。詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。なお、第2次選考（面接）に要する交通費等は個人負担とします。

③ 最終結果通知

最終選考結果の報告は速やかに文書で通知します。

8. その他

合格者に対しては、健康診断書を提出していただきます。提出できない方は、採用取消となります。健康診断に係る経費は自己負担となります。